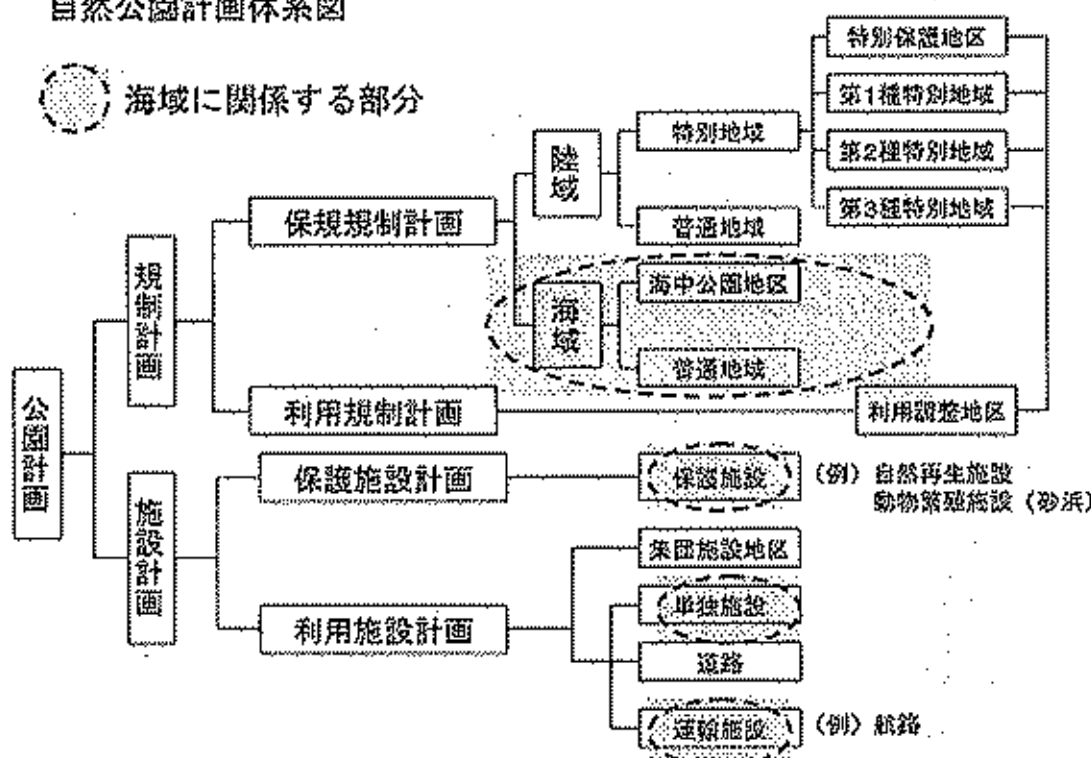


- (1) 目的：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること
- (2) 区分：国立公園：日本を代表する自然の大風景地（国が指定、国が管理）
国定公園：国立公園に準ずる自然の風景地（国が指定、都道府県が管理）
- (3) 特徴：土地所有に関わらず公用制限を課す「地域性」の制度
- (4) 公園指定における風景指定の評価の変遷・多様化



2. 国立・国定公園における保護規制

自然公園計画体系図



海域に係る保護規制の概要

	海中公園地区	普通地域（海域）
目的	海中の景観維持	風景の維持（特別地域等と一体をなす地域）
区域	下記の基準に適合するもの ①海底地形に特色あり、海中動植物が豊富 ②海水が清澄、汚濁のおそれが少ない ③水深はおおむね 20m 以浅 ④潮流及び波浪があまり激しくない 等	通常の国立・国定公園においては、海域に臨している陸域が公園に指定されている場合、通常その沖合 1 km が指定される。 例外：知床（沖合 3 km） 瀬戸内海（内海多島海景観）、西表（磯湖）
行為規制	<許可制> ①工作物の新設増築、②土石の採取等、③広告物の掲出等、④指定された熱帯魚・サンゴ・海苔等の採掘、⑤海面の埋立・干拓⑥海底の形状の変更、⑦物の保管、汚水の排出等 ※徴収の施設その他徴収を行うために必要とされる行為等は不要許可	<届出制> ①大規模な工作物の新設増築（高さ 5 m 又は水平投影面積 100 m ² 以上）、 ②広告物の掲出等、③水面の埋立・干拓、 ④海中公園地区の周辺 1 km 以内での植物採掘・土石の採取、海底の形状の変更

注1：潮位線の設定方法次第で干潟なども陸域の特別地域に含める事が可能（通常は東京湾中等潮位）。

注2：特別地域（陸域に限られる）の区域内で、車馬を使用すること等による動植物の生息・生育環境の悪化を防止する必要がある砂浜等は乗り入れ規制地区として指定し、車馬の使用等の規制が可能。

各保護規制の面積等

海中公園地区	普通地域（海域）
○自然公園の海面の区域のうち海中景観の保護と利用を図る地区 ○海底地形に特色があり海中動植物が豊富である、海水が清澄である、水深がおおむね20m以浅、周辺陸地の保護十分図られるなど	○自然景観が特別地域等と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域

名称	所在地	海中公園地区 の面積	普通地域（海域） の面積[参考]
【国立公園】			
利尻礼文サロベツ	北海道	0	10,600
知床	北海道	0	22,400
陸中海岸	岩手県・宮城県	23	38,800
小笠原	東京都	463	23,800
富士箱根伊豆	東京都・静岡県	52	41,600
伊勢志摩	三重県	0	20,600
吉野熊野	三重県・和歌山県	67	19,400
山陰海岸	京都府・兵庫県・鳥取県	67	11,300
瀬戸内海	岡山県など11府県	0	851,000
大山隠岐	鳥取県	58	33,500
足摺宇賀海	愛媛県・高知県	179	42,000
西海	長崎県	30	54,800
雲仙天草	熊本県・鹿児島県	116	34,900
霧島屋久	鹿児島県	141	16,800
西表	沖縄県	214	40,000
小計 15 公園		1,410	1,266,500
【国定公園】			
宮城野天姥荒尻	北海道	0	5,400
網走	北海道	0	8,000
三宅・瀬戸内小樽海岸	北海道	44	11,800
日高山脈樺太	北海道	0	6,200
下北半島	青森県	9	6,800
津軽	青森県	0	15,800
南三陸金華山	宮城県	0	27,000
男鹿	秋田県	0	3,100
島海	秋田県・山形県	0	3,900
水鏡鏡渡	茨城県・千葉県	0	2,000
南房総	千葉県	15	19,900
佐渡弥生山	新潟県	21	16,200
能登半島	富山県・石川県	38	30,400
越前加賀海岸	石川県・福井県	0	9,700
若狭湾	福井県・京都府	30	36,700
三河湾	愛知県	0	14,400
北長門海岸	山口県	33	31,300
室戸阿蘇海岸	徳島県・高知県	25	22,000
玄海	福岡県・佐賀県・長崎県	46	37,800
竜谷野馬	長崎県	48	31,000
日豊海岸	大分県・宮崎県	82	33,200
日南海岸	宮崎県・鹿児島県	56	14,000
奄美群島	鹿児島県	446	27,700
沖縄海岸	沖縄県	493	25,700
沖縄離島	沖縄県	0	1,700
小計 25 公園		1,385	441,700
計 40 公園		2,795	1,708,200

注1: 普通地域（海域）の面積は、知床国立公園以外については、自然環境情報 GIS(国土地院)を用いて試算した参考値である。なお、数値は100の位で四捨五入してあるため、各数値を加えても合計値とは必ずしも一致しない。

注2: 瀬戸内海国立公園の普通地域を地先海面に有するのは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の11府県である。

注3: 国立公園は全国で28箇所、国定公園は全国で55箇所指定されている(平成18年3月現在)。

乗り入れ規制地区（陸域）

○特別地域（陸域に限られる）の区域内で、車両を使用すること等による動植物の生息・生育環境の悪化を防止する必要がある地域

許可制

特別地域における通常の規制のほか、車両・動力船を使用し、または航空機を着陸させること

	地区名	関係都道府県	面積(ha)	主な保全対象	期間
【国立公園】					
伊勢志摩	日和田参宮浜	三重県	5	アカウミガメ	5月1日～10月31日
	広の浜	"	7	アカウミガメ、シロチドリ	5月1日～10月31日
古賀熊野	七里御浜	三重県	98	アカウミガメ	5月1日～9月30日
	大浜	和歌山県	29	アカウミガメ	5月1日～9月30日
山陰海岸	鳥取砂丘	鳥取県	24	砂丘植生、砂丘狸紋	通年
	丹後砂丘	京都府	69	海岸植物、海岸動物	通年
足摺半島	下ノ加江海岸	高知県	4	アカウミガメ	通年
霧島屋久	永田いなか浜・前浜	鹿児島県	10	アカウミガメ	通年
	田代海岸	"	59	アカウミガメ、沈状溶岩地形	通年
小計			292		
【国定公園】					
釧路	浜田湖小清水海岸	北海道	1,515	海浜植生、野生動物生息地	通年
	止別斜里海岸	"	163	海浜植生	通年
	三里浜ワッカ原生花園	"	1,340	海浜植生	通年
三河湾	豊橋地区	愛知県	3	アカウミガメ、海浜植生	通年
	豊橋・田原地区	"	57	アカウミガメ、海浜植生	通年
	田原地区	"	67	アカウミガメ、海浜植生	通年
室戸阿南海岸	湯生田海岸	徳島県	2	アカウミガメ	通年
	大浜海岸	"	4	アカウミガメ	通年
	大里海岸	"	25	アカウミガメ	通年
日南海岸	こどものくに海岸	宮崎県	10	アカウミガメ	5月1日～10月31日
	風田海岸	"	31	アカウミガメ	"
小計			3,217		
合計			3,509		

3. 海中公園地区の概要

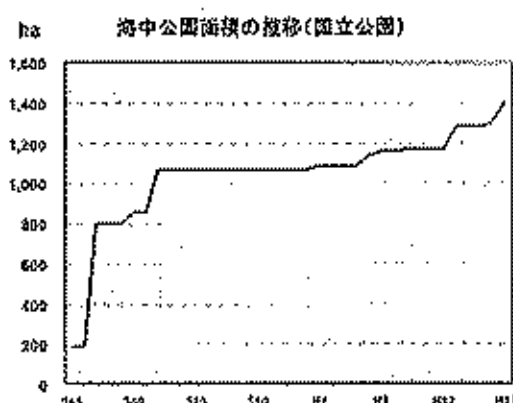
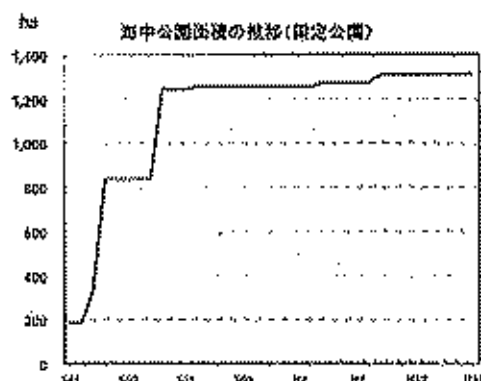
（1）海中公園地区制定までの経緯

- 1962 第1回世界公園会議（シアトル）で各国において海中公園について検討するよう勧告が出される
- 1964 （財）日本自然保護協会の中に海中公園調査委員会が設けられ、海中公園の構想の検討と調査が始められ、全国各地から海中公園設定についての陳情が厚生省に出される
- 1966 厚生省で海中公園の調査に要する経費を予算計上。海域の調査開始。
- 1968 自然公園審議会による「自然公園制度についての答申」が出され、自然公園法の一部を改正して海中公園制度を包含するよう勧告。
- 1970 自然公園法を一部改正し海中公園地区制度を創設

(2) 海中公園地区の指定

海中公園地区は海中景観のすぐれた海域であって、次のような基準に適合するものが指定される。

- ① 周辺の陸域、海域がともに国立公園または国定公園の区域として指定されており、かつ陸域の自然保護が十分はかれるものであること。
- ② 海底地形に特色があり、海中動植物が豊富であること。
- ③ 海水が清澄であり、河川等により汚濁されるおそれが少ないこと。
- ④ 水深はおおよそ20m以浅を標準とする。
- ⑤ 潮流および波浪があまり激しくないこと。
- ⑥ 桟橋、休憩所、自然教室、駐車場等の陸上関連施設を設ける土地が周辺にあること
- ⑦ 漁業との調整が可能であり、特に海中景観の保護について地元漁業関係者の協力が得られること。
- ⑧ その他各種産業開発による景観破壊のおそれが少ないこと。



(3) 海中公園地区の規制

海中公園地区では次の行為（漁業を行うために必要とされる行為等ば例外）は許可をうけなければしてはならない。

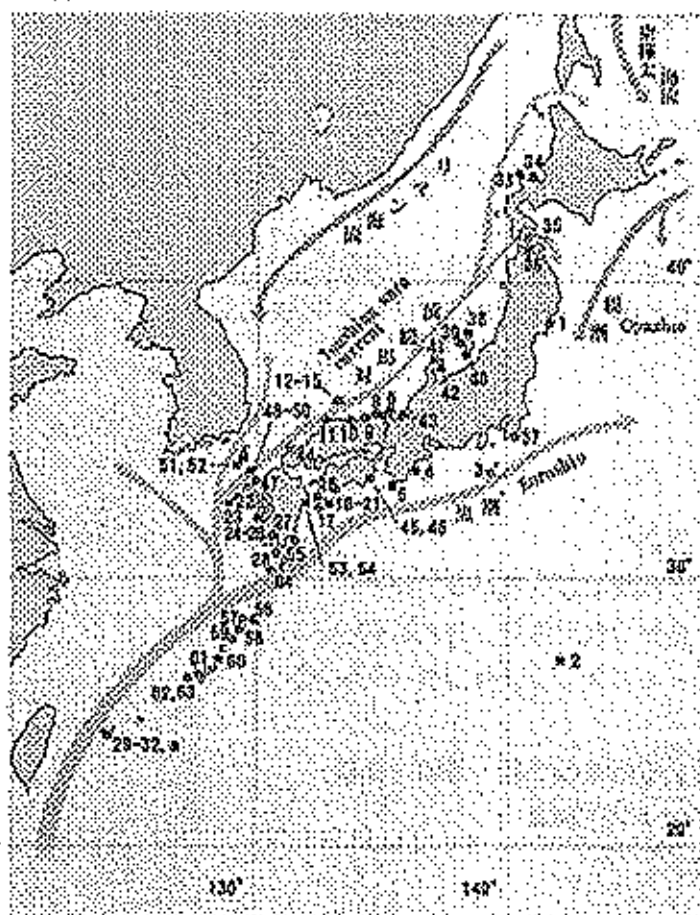
- ① 工作物を新築し、改築し、または増築すること。
- ② 鉱物を採掘し、または土石を採取すること。
- ③ 広告物等を掲出し、または工作物等に表示すること。
- ④ 熱帯魚、さんご、海そう等で環境大臣が農林大臣の同意を得て指定する動植物を捕獲、殺傷、採取、損傷すること。
- ⑤ 海面を埋め立て、または干拓すること。
- ⑥ 海底の形状を変更すること。
- ⑦ 物を係留すること。
- ⑧ 関連施設から汚水を排出すること。

※ 海中公園地区周辺1kmの普通地域における鉱物の採掘、土石の採取又は海底の形状変更は要届出

※ 国立・国定公園内における許認可件数（H13～H17）は合計3件

※ 捕獲等が規制される動植物は11国立公園、13国定公園において、動物233種類、植物659種類が指定されている。

(4) 海中公園地区の分布



国立公園内の海中公園		国立公園内の海中公園	
1 気仙沼	18 竜串*	33 猪丹平島	50 竜崎岬ノ島
2 小笠原	19 柳井*	34 小樽海岸	51 対馬渡来湾
3 笠形島*	20 島崎*	35 八ヶ浦	52 対馬神崎
4 熊野湖二本島*	21 尻貝*	36 佐島	53 龍江*
5 串本*	22 龍江*	37 磯浦	54 南北浦*
6 五色浜	23 赤松*	38 外泊府	55 日南*
7 幾野	24 富岡*	39 相川	56 笠利半島東海岸
8 竹野	25 天草*	40 小本	57 柳子崎
9 横板	26 牛久保*	41 木ノ浦	58 瀬戸内
10 浦富海岸	27 横島*	42 内浦	59 亀尾
11 島根半島	28 佐多御	43 三方	60 母島島
12 津島ヶ浦	29 竹島島クキドングチ	44 須佐崎	61 沖ノ島島
13 代	30 竹島島シモビシ	45 阿波大島*	62 渡瀬岬
14 国賀	31 黒島島ヤングチ	46 阿波竹が島*	63 瀬戸岬
15 海士	32 新島島マイビシ	47 玄海	
16 宇和島*		48 竜崎岬ノ島	
17 沖ノ島*	34 奥生*	49 竜崎下民島	

a. 岡山湾自然環境保全地域 □ サンゴ礁 ※ 熱帯魚 * サンゴ群集

4. 国立・国定公園におけるその他の取組

(1) グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業とは、国立公園等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かい自然環境保全を実施し、国立公園等の管理を推進するための事業。

国立公園内の海域ではオニヒトデ駆除・清掃活動等が行われている。平成18年度は9公園で13の事業が実施されており、事業の総額は約2千万円。



(2) 利用推進・普及啓発

国立・国定公園内では様々なふれあい事業が行っている。

また、下記のような施設で利用推進・普及啓発を行っている。

①国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（石垣）

【活動内容】

- ・サンゴ礁に関する情報の収集・整理・提供
- ・サンゴ礁モニタリング調査
- ・普及啓発活動



②竹野スノーケルセンター（山陰海岸NP・竹野）

【活動内容】

- ・山陰海岸国立公園に関する情報の提供
- ・シュノーケル等自然体験活動



その他、海中公園地区での利用推進を目的として様々な事業が行われている。

（例）串本海中公園センター（吉野熊野NP・串本）



（串本海中公園センターHPより）

(3) モニタリング

①干潟

(浅海域生態系調査)

対象：重要湿地500に含まれた全国145箇所の干潟

目的：全国規模で底生動物相を把握

期間：平成14～16年度。結果とりまとめ中

(モニタリングサイト1000)

対象：浅海域生態系調査の結果を踏まえ、日本を代表する干潟タイプの標準的なデータを取得するコアサイト(想定数20～30サイト)と全国的な干潟の概況をモニタリングするサイト(想定数150サイト)を設定

内容：干潟の概況のほか底生生物、シギ・チドリ類といった干潟生態系を構成する生物について質的量的変化を把握予定

予定：平成19年度までにサイト設定見込み。平成18～19年度に調査手法、実施体制等を検討

②藻場

(浅海域生態系調査)

対象：重要湿地500に含まれた全国129箇所の藻場

目的：全国規模で海藻・海草藻場の生物相を把握

期間：平成14～18年度。平成19年度に結果とりまとめ予定

(モニタリングサイト1000)

対象：浅海域生態系調査の結果を踏まえ、海域区分及び藻場タイプ等による全国的な配置、継続的な調査実施体制を主な基準として50サイト程度選定

内容：生物相、生物量等藻場の質的量的な変化を把握予定

予定：平成19年度までにサイト設定見込み。平成19年度に調査手法、実施体制等を検討

③サンゴ礁

(モニタリングサイト1000)

対象：サンゴ礁の分布する日本の沿岸域を地理や海流等の条件により区域分けし、その区域ごとにサイトを設定

内容：生物量、生物相等サンゴ礁の質的量的変化を把握

予定：現在23サイトにおいて調査実施。さらに調査体制等を検討中の1サイトを追加予定

④砂浜

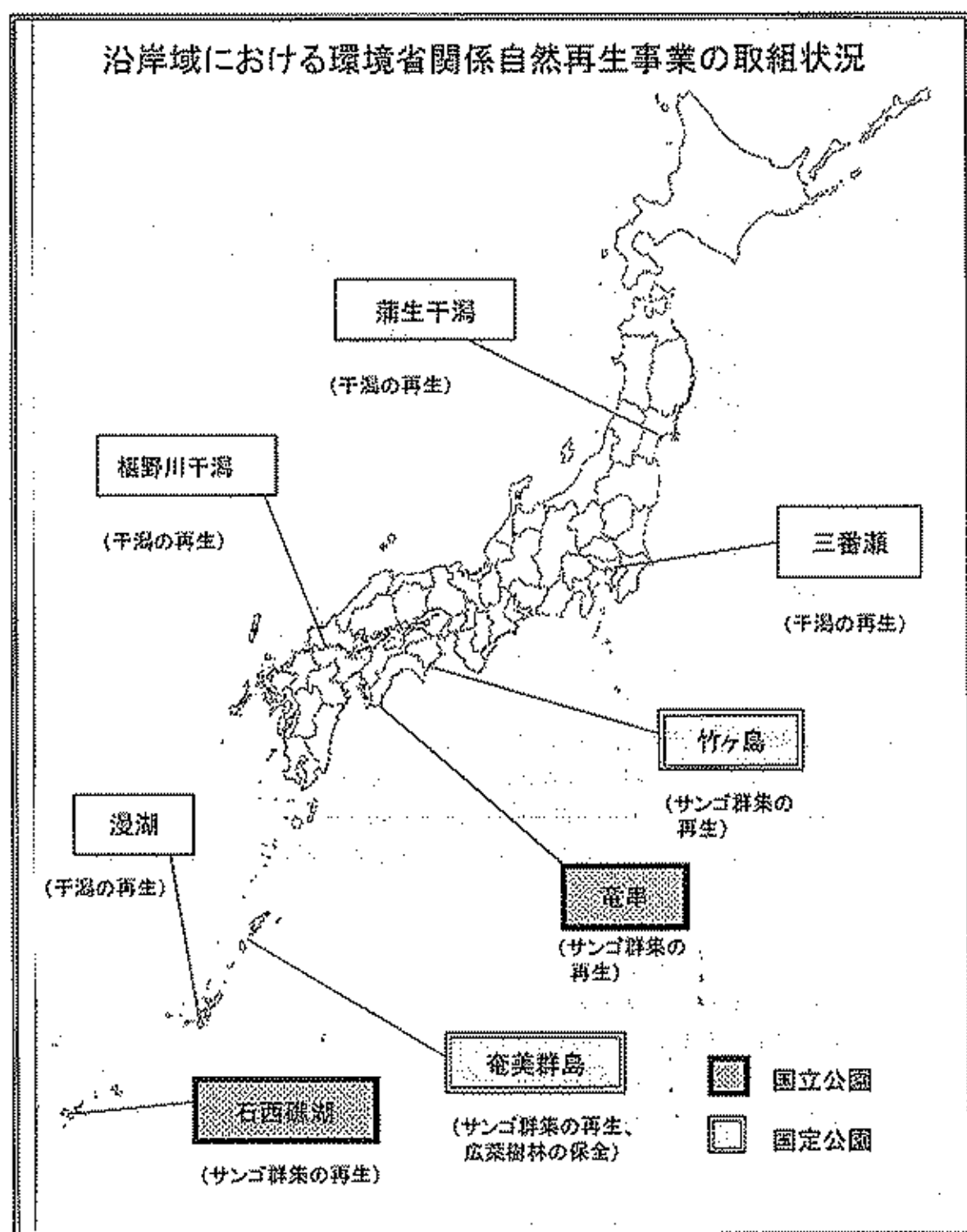
(モニタリングサイト1000)

対象：全国的な配置や継続的な調査実施体制等を基準として、現在のところウミガメ調査を実施するサイトを選定

内容：改変の行われていない砂浜海岸の指標種としてのウミガメの産卵上陸状況及び植生等周辺環境の状況の変化を把握予定

予定：現在41サイトにおいてウミガメ調査を開始

(4) 自然再生事業



沿岸域における自然再生の例

①石西礁湖自然再生の概要

■自然再生の目標

(長期的目標)

1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁生態系を取り戻す

(短期的目標)

環境負荷をなくし、現状より悪化させない

■自然再生の5つの方法

- ・保全管理の強化（オニヒトデ対策、水質改善（赤土対策等）等）
- ・持続可能な利用（持続可能な漁業利用等）
- ・サンゴ群集の修復（着床具を用いた移植等）
- ・普及啓発（環境教育・環境学習等）

- ・調査研究（モニタリング調査等）

②嵯野川河口域・干潟自然再生の概要

■自然再生の目標

人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、『里海』を再生する。

■豊かな流域づくりという視点

- ・嵯野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・源流の森づくり、豊かな川づくり
- ・地域通貨の導入

■河口干潟における自然再生の手法

- ・堆積したカキ殻の粉碎、硬質化した土砂の交換などによる底質環境の改善
- ・干潟に対する働きかけが持続される体制作り

③三河湾シーブルー事業

■事業の目的

富栄養化による水質や底質の悪化などの状況を改善するとともに、海に親しめる利用度の高い空間を創造する

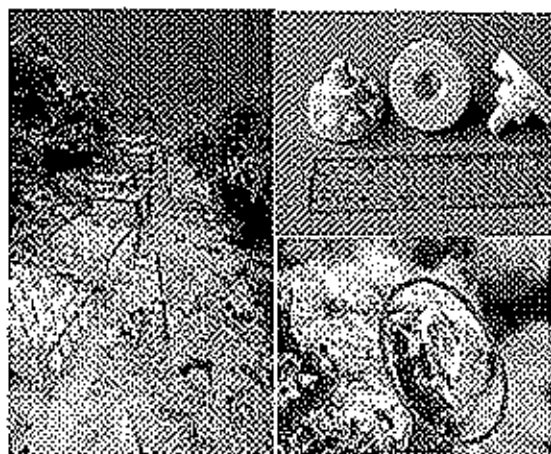
■事業の手法

国の港湾事務所と県の港湾部局及び水産部局が協力して実施

中山水道航路の浚渫で発生する良質な砂を利用した覆砂を中心とした事業

海辺に良質な砂を使い、干潟を形成したり、海底を浅くして海草などによる

自然浄化作用を高める工夫（3. については中部地方整備局ホームページより環境省作成）



一斉産卵時の着床具 移植した種苗の設置(H16)



カキの著しい増殖

(5) 知床世界自然遺産地域海域管理計画

①経緯

- ・ 知床は、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である等の評価を受け、平成17年7月に世界遺産リストに記載
- ・ 記載の際、遺産地域の海域部分の境界線を距岸1kmから3kmに拡張すること及び海域管理計画の早期策定等が求められた。

平成16年 1月 推薦書提出

平成16年 7月 国際自然保護連合(IUCN)による現地調査

平成16年 8月 IUCNより海域部分の保護強化を求められる

平成17年 3月 海域部分の保護強化の対応決定

① 海域管理計画を3年以内に策定

② 推薦区域を、現行の距岸1kmから、水深200mの陸棚を含む距岸3kmに拡張

平成17年 7月 世界遺産委員会で「知床」が世界遺産リストに記載

平成17年12月 海域を距岸3kmに拡張

②目指す方向性

(ア) 作成状況

現在、専門家で構成される知床世界自然遺産地域科学委員会に設置した海域WGにおいて科学的な検討を行うとともに、北海道をはじめ漁業協同組合等地域関係者と連携し、平成19年度中を目途としてとりまとめる予定。

(イ) 方向性

海域管理計画は、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立を目標とし、現行の漁業関係規則や漁業者・漁業団体が実施している自主管理措置(注)といった漁業関連のルールを基調として策定。策定主体は環境省と北海道。

(注) 自主管理措置の例ー羅臼漁業協同組合によるスケトウダラの自主管理

- ・ 禁漁期及び禁漁区の設定
- ・ 網目の制限
- ・ 共同経営体方式
- ・ 自主減船